

平成16年2月12日付け 包括外部監査等の結果に基づく措置の公表について

監査結果公表第20号

平成14年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

平成16年2月12日

四日市市監査委員	伊藤 靖彦
同	松岡 光代
同	毛利 彰男
同	伊藤 修一

第1 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象事項

- ア. 競輪事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- イ. 高齢者福祉等に係る財務事務（公の施設の管理運営を中心として）

(2) 監査対象期間

原則として平成13年度（必要に応じて平成14年度及び過年度分）

第2 措置を講じた部局等

商工農水部 事業課
保健福祉部 介護・高齢福祉課
保健福祉部 養護老人ホーム寿楽園
四日市市社会福祉協議会

第3 措置を講じた内容

- (1) 監査の種類 包括外部監査
- (2) 監査結果提出日 平成15年2月14日
- (3) 措置通知年月日 平成16年1月9日
- (4) 指摘事項 次のとおり
- (5) 改善措置の内容 次のとおり

表：1. 競輪事業について

1. 競輪事業について

項目	指摘事項	改善措置の内容
1. 財産について	私戻前渡資金口座は調査日現在、管理簿の記入漏れがあり、預金通帳記帳残と不一致であった。管理簿記帳を口座入出金の事実に基づいて正確に行うこと。	管理簿の記入漏れの修正を行いました。また、今後は、預金通帳残高と管理簿残高が常に一致するように事務処理を正確に行うこととしました。
	「物品現在高報告書」と現物照合の結果、不一致があった。既に処分済みの物品であり、廃棄処分の事務処理を失念していた。「物品現在高報告」の記載を改めるとともに、不用品処分を適切に行う必要がある。	物品現在高報告書の記載を改めました。今後、廃棄処分等の事務処理を迅速に実施し、適切に行うこととしました。
	帳簿と物品の照合は、事業課においては網羅的には行われていない。	帳簿と物品の照合を行いました。今後は、帳簿と物品の照合を定期的かつ網羅的に実施することとしました。
2. 収入（歳入）について	雑入中の消費税の還付額 884 千円（平成 12 年度分）は計算誤りにより、還付税額が更に約 12,000 千円増加することが判明した。十分注意して計算する必要がある。	修正申告を行いました。 今後は税務署と十分協議し申告を行うこととしました。
	競輪特別会計はその収支構造から見て原則課税方式を選択した方が有利となる可能性がある。課税売上高が基準を下回ると予測されても、直ちに簡易課税方式を採用するのではなく、原則課税方式による試算を行い、有利となる方法の採用が望まれる。	消費税導入当初は課税売上金額が2億円以下のため簡易課税方式を採用していたが、今後は課税売上金額にかかわらず原則課税方式を選択する方が競輪事業会計にとって有利と判断し、原則課税方式を選択しました。
3. 支出（歳出）について	報償費の選手賞金及び商品等について、経済産業省収支報告の合計と決算調べを突合せた結果、65,000 円の差異があった。コードを誤ったことによるものだが、注意すべきである。	今後、報告にあたっては、決裁時のチェック段階で再発防止に努めるようチェックの強化を図りました。
	需用費等で、随意契約とする理由が書面に記載されていないものが散見された。	今後は、書面に随意契約理由を必ず記載するよう改めました。

項目	指摘事項	改善措置の内容
	記念競輪開催時に作成された車券売上金及び私戻金実績調査表上に計算誤りが1,691千円あった。私戻金の集計ミスが原因だが、誤りが生じないようにすべきである。	私戻金実績調査表を修正するとともに、帳票作成者と事務担当者(振替等の決裁書類作成者)の意思疎通を密にするために互いにチェックするように改めました。
	手書きの未払金管理簿を正式の帳簿とするとともに、記載方法や様式を改善し、帳簿記入を明瞭にすることが必要である。	未払金管理簿については、正式の帳簿に改善し、記載方法等についても明瞭にするよう是正しました。

表：2. 高齢福祉等に係る財務事務

2. 高齢福祉等に係る財務事務

項目	指摘事項	改善措置の内容
1. 財産の状況と台帳との照合について	実際に使用しているが公有財産台帳への記載が漏れているものが見受けられた。適切に公有財産台帳に記載し、管財課長へ迅速に報告することが必要である。(寿楽園)	投光器設備及び放送設備については平成15年5月に、エレベーター、築山は平成15年6月に管財課長に報告し、公有財産台帳登載にしました。
	公有財産区分種目表によると、「舗床」は工作物として公有財産台帳に記載しなければならないが、駐車場の舗装費用が建物の取得原価に含まれ、建物として台帳に計上されている。四日市市公有財産事務取扱規程第15条第4項に基づき建物から分離して工作物として公有財産台帳に記載することが必要である。(寿楽園、中央老人C)	舗床については建物から分離し、公有財産台帳に登載しました。
	築庭(造園)として、公有財産台帳には3個とあるが、1個しか明確に確認できなかった。(中央老人C)	公有財産台帳の修正がなされていなかったもので、平成15年3月に修正しました。

項 目	指 摘 事 項	改 善 措 置 の 内 容
	<p>公有財産台帳及び備品出納簿上記載されているが廃棄済のもの(冷暖房配管設備、冷暖房機器設備2個、マッサージ機4個、ソファ等4個)が見受けられる。(西老人C)</p>	<p>公有財産台帳及び備品出納簿の修正がなされていなかったため、平成14年8月に修正しました。</p>
	<p>門及び団障の一部が取り壊されているが、公有財産台帳は取得原価で記載されている。(西老人C)</p>	<p>公有財産台帳の修正がなされていなかったため、平成15年3月に修正しました。</p>
	<p>現在使用中の公有財産で、公有財産台帳への記載が漏れているもの(浴室の増築、給水設備及びクーラー設備)が見受けられる。(西老人C)</p>	<p>浴室の増築及び給水設備については、公有財産台帳の修正がなされていなかったため、平成15年3月に修正しました。クーラー設備については市社協の予算による施工であり、市社協の固定資産管理台帳に平成15年6月に登録しました。</p>
	<p>陶芸用建物、変電施設工事及び庇は、現在使用中であるが、固定資産台帳に記載漏れである。社協会計規程第46条第2項に基づき固定資産台帳に記載し、社協会長へ報告する必要がある。(西南)</p>	<p>市社協の固定資産管理台帳が修正されていなかったため、平成15年6月に修するとともに社協会長へ報告しました。</p>
<p>2. 貸付制度の運用状況について</p>	<p>福祉金庫貸付の貸付残高は原資のほぼ倍まで膨らんでおり、他の目的で貸し付けられるはずの資金が福祉金庫貸付に流用されている。四日市市と四日市市社協の間の金銭消費貸借契約書には、当該貸付目的以外の用途に供してはならない旨が規定されているが、実態として流用が行なわれている。契約条項の見直しまたは実態の是正が必要である。(社協)</p>	<p>平成15年4月の契約更改時に、福祉金庫資金と小規模授産所設備改善資金との流用を認める実態に合った契約書に改定しました。また、身体障害者資金貸付を廃止することにより600万円の原資が確保できたので、これを福祉金庫貸付の原資に振り替えました。</p>
<p>3. 決算書の表示について</p>	<p>資金貸付事業特別会計における会計処理は、社協の一般会計で採用されている社会福祉法人会計基準や経理規程準則に合致していない。会計基準に合致した会計処理を行なう必要がある。(社協)</p>	<p>平成15年度から、社会福祉法人会計基準に合致した処理に改めました。</p>

項 目	指 摘 事 項	改 善 措 置 の 内 容
	平成13年度資金収支決算書について、収入の部に平成13年度補填金積立金取崩額2,914千円を計上する必要がある。(社協)	平成14年度決算において必要な修正を行いました。平成15年度から、取崩収入が発生した場合は収入科目に計上するよう改めました。

(注) 略称 社協 四日市市社会福祉協議会
 寿楽園 養護老人ホーム寿楽園
 中央老人C 中央老人福祉センター
 西老人C 西老人福祉センター
 西南 西南総合福祉センター